

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福

島 県 報

目 次

告 示

○生活保護法による指定介護機関を

指定し、及び指定介護機関から当該指定に係る事業所等の名称等を変更し、又は指定介護機関を廃止した旨届出があった件

告 示

福島県告示第百十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人法」という。))第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により指定介護機関を別冊のとおり指定し、並びに生活保護法第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人法第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。))により別冊の指定介護機関から当該指定に係る事業所若しくは事業者の名称、所在地若しくは名称及び所在地を変更し、又は当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

(社会福祉課)